

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

### 目 次

規 則	ページ
◎高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施及び告示の廃止 (統計分析課)	2
◎保健師助産師看護師法による准看護師試験に係る指定試験機関の指定 (医療政策課)	3
○救急病院の認定 ( " )	3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) (治山林道課)	3
○高知県建設工事指名停止措置要綱の一部改正 (土木政策課)	3
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	3
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	3
○道路の供用開始 (2件) ( " )	4
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (会計管理課)	4
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 ( " )	4
高知県労働委員会告示	
○あっせん員候補者の氏名等	4

### 規 則

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県規則第41号

#### 高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第24条の4」を「第24条の2第4項、第24条の4第1項、第25条第6項」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

#### 第8号様式（第11条関係）

←----- 14.8センチメートル -----→	
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 100%; margin: auto; padding: 5px;">           写真貼り付け箇所         </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 100%; margin: auto; padding: 5px;"> <div style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">第 号</div> <div style="text-align: center; padding: 10px 0;">             動物愛護管理指導員身分証明書           </div> <div style="text-align: center; padding: 10px 0;">             所 属           </div> <div style="text-align: center; padding: 10px 0;">             職 名           </div> <div style="text-align: center; padding: 10px 0;">             氏 名           </div> <div style="text-align: center; padding: 10px 0;">             生年月日                      年    月    日           </div> <div style="text-align: center; padding: 20px 0;">             上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づき、立入検査及び野犬等の収容を行う職員であることを証明します。           </div> <div style="text-align: center; padding: 10px 0;">             年    月    日発行           </div> <div style="text-align: center; padding: 10px 0;">             高知県知事 <span style="float: right;">印</span> </div> </div>
↑----- 21.0センチメートル -----↓	

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）
<p>（報告及び検査）</p> <p><b>第24条</b> 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び第21条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p><b>第24条の2</b> 都道府県知事は、第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等（第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第19条第1項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から2年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。）について、第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録がその効力を失つたとき、都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとらなかつたことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前2項の規定の施行に必要な限度において、第13条第1項若しくは第16条第2項の規定によりその登録が効力を失ひ、又は第19条第1項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状態、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>（運用規定）</p> <p><b>第24条の4</b> 第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）、第20条、第21条、第23条（第2項を除く。）及び第24条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第20条中「第10条から前条まで」とあるのは「第24条の2の2、第24条の3及び第24条の4第1項において準用する第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、同条第4項中「第1項又は第2項」とあるのは「第1項」と、同条第5項中「第1項、第2項及び前項」とあるのは「第1項及び前項」と、第24条第1項中「第10条から第19条まで及び第21条から前条まで」とあるのは「第24条の2の2、第24条の3並びに第24条の4第1項において準用する第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 略</p> <p><b>第25条</b> 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適切でないことと認めて動物が養育されるべき環境を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前3項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>7 略</p> <p>（報告及び検査）</p> <p><b>第33条</b> 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、その飼養施設の状態、動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p><b>第47条</b>（1）（2）略  （3）第24条第1項（第24条の4第1項において読み替へて準用する場合を含む。）、第24条の2第3項若しくは第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  （4）略</p> <p style="text-align: center;"><b>高知県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）</b></p> <p>（野犬等の収容）</p> <p><b>第22条</b> 知事は、その職員に、飼養されていない犬及び飼養されている犬であつて係留されていないもの（以下「野犬等」という。）を収容させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、同項の規定による野犬等の収容を行うため、あらかじめ知事が指定した者を使用することができる。</p> <p>3 第1項の職員は、収容しようとする野犬等がその所有者若しくは占有者又はその他の者の土地、建物、車両又は船舶内に入つた場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要があると判断される限度においてその場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者又はこれに代わるべき者が当該立入りを拒んだときは、その限りでない。</p> <p>4 何人も、正当な理由がなく、前項の規定による立入りを拒んではならない。</p> <p>5 第1項の職員は、第3項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>（報告の徴収等）</p> <p><b>第29条</b> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定動物の所有者若しくは占有者（特定動物の飼養又は保管の許可又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けた者を除く。第31条の2第3項第12号において同じ。）、家庭動物等の所有者若しくは占有者、実験動物の管理者等、産業動物の管理者若しくは飼養者若しくは展示動物の管理者若しくは飼養保管者から必要な報告を求め、又はその職員に特定飼養施設、飼養施設、施設（実験動物飼養基準第2の（2）に規定する施設、産業動物飼養基準第2の（2）に規定する施設及び展示動物飼養基準第2の（5）に規定する施設をいう。以下同様）その他動物の飼養に関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設、飼養施設若しくは施設の規模及び構造並びに飼養若しくは保管の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 第22条第5項の規定は、前項の規定により立入調査を行う場合について準用する。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

告 示

高知県告示第292号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示し、令和元年6月高知県告示第121号（県統計調査の実施及び告示の廃止）は、廃止する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
 栄養指導実施報告
- 2 調査の目的  
 県の委託事業である外来栄養食事推進指導事業の進捗状況を把握する上での基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - （1）地域  
 県内全域
  - （2）単位  
 医療機関
  - （3）属性  
 外来栄養食事指導推進事業に協力している医療機関
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - （1）報告を求める事項
    - ア 外来栄養食事指導の件数
    - イ 糖尿病患者に対する外来栄養食事指導の状況
    - ウ 栄養指導目的の紹介患者数
  - （2）その基準となる期間
    - ア 毎年1月1日から3月31日まで
    - イ 毎年4月1日から6月30日まで
    - ウ 毎年7月1日から9月30日まで
    - エ 毎年10月1日から12月31日まで
- 5 報告を求める者
  - （1）数  
 約100医療機関
  - （2）選定方法  
 県が作成した外来栄養食事指導推進事業に協力している医療機関のリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - （1）調査組織  
 県が民間事業者を経由して報告を求める。
  - （2）調査方法  
 郵送による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 毎年4月1日から同月10日まで
  - (2) 毎年7月1日から同月10日まで
  - (3) 毎年10月1日から同月10日まで
  - (4) 毎年1月1日から同月10日まで

**高知県告示第293号**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、准看護師試験に係る指定試験機関の指定をしたので、法第27条の15第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地  
一般財団法人日本准看護師推進センター  
東京都文京区本駒込二丁目28番16号 日本医師会館2階
- 2 試験事務（法第25条第1項に規定する試験事務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地  
一般財団法人日本准看護師推進センター  
東京都文京区本駒込二丁目28番16号 日本医師会館2階
- 3 行わせる試験事務の範囲
  - (1) 試験問題の作成、印刷、輸送、保管及び管理
  - (2) 答案の採点及び結果報告
  - (3) その他試験実施に関する必要な事務
- 4 試験事務の開始年月日  
令和2年4月1日
- 5 指定年月日  
令和2年4月1日

**高知県告示第294号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
島津病院	高知市比島町四丁目6番22号	令和2年4月11日	令和5年4月10日

**高知県告示第295号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和41年12月農林省告示第1656号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第296号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
昭和44年3月農林省告示第483号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第297号**

高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

別表第2の(6)中「他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事」を「業務」に改める。

**附 則**

この告示は、令和2年4月17日から施行する。

**高知県告示第298号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幅

多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

土佐清水市下ノ加江長野下(2)（追加）

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
6	土佐清水市下ノ加江字石崎	2810番4
7	〃 〃 字灘山	3409番2
8	〃 〃 〃	3409番6
9	〃 〃 字摺木山	3405番
10	〃 〃 〃	〃
11	〃 〃 字堂ヶ谷	2797番4

(2) 区域

標柱6から11までを順次に直線で結んだ線及び標柱11と6を県道土佐清水宿毛及び国道321号に沿って結んだ線により囲まれた区域とする。

**高知県告示第299号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土居五台山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市稲生字坂口45番から 南国市稲生字藤兵衛谷3257番3まで	前	2.7 }	51
	後	6.6 }	51
		11.7	

高知県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土居五台山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市稲生字鳥帽子岩3354番1から 南国市稲生字鳥帽子岩3355番まで	前	3.5 }	35
	後	5.0 }	
		7.2	35

高知県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土居五台山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市稲生字西ノ森3330番7から 南国市稲生字西ノ森3331番1まで	前	4.8 }	67
	後	7.6 }	
		7.3 }	67
		10.8	

高知県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大豊物部
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市物部町柳瀬字林山247番2から 香美市物部町柳瀬字林山244番1まで	151	令和2年4月17日

高知県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大豊物部
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市物部町安丸字上ミ椎山1238番3から 香美市物部町安丸字下モ椎山1255番1まで	25	令和2年4月17日

高知県告示第304号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名

称並びに代表者の職名及び氏名

高知市北御座2-27

高知県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 伸吉 理弘

- 2 売りさばき所の所在地及び名称

高知県南国市大埴甲2301 南国市役所内

高知県信用農業協同組合連合会

- 3 廃止年月日

令和2年2月22日

高知県告示第305号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市北御座2番27号

高知県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 浜田 幸雄

(変更後) 高知市北御座2番27号

高知県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 信吉 理弘

- 2 変更年月日

平成27年6月30日

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あつせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

令和2年4月17日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日

山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
藤原 潤子	特定社会保険労務士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日
高林 藍子	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	令和2年3月18日
久保 誠	高知県労働委員会事務局長	令和2年4月2日
中村 博文	高知県労働委員会事務局次長	平成31年4月4日
小溝 智子	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成31年4月4日
池澤 研吉	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成26年7月3日
小野川公作	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長代行 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成28年3月18日
筒井 敬二	高知県労働組合連合会執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成28年3月18日
西川 敦子	ウイル労働組合中央執行委員 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和2年3月18日
市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和2年3月18日

加藤 稔	株式会社ソフテック代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成24年3月19日
西山 彰一	宇治電化学工業株式会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成26年3月18日
小笠原光豊	陽和産業株式会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成28年3月18日
長瀧 正隆	高知県経営者協会専務理事 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成30年3月20日
三宮 昌子	株式会社高知銀行常務取締役 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成30年3月20日